

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和4年度 教育委員会 第1回臨時会)

開会 令和4年5月18日(水)

閉会 令和4年5月18日(水)

午前9時00分

午前9時53分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席 した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	藤井 和重	学校教育課長	都志 啓二
	教育次長	漁 修生	生涯学習企画課長	秋山 一枝
	教育総括室長	薩美 征夫	教育企画課係長	瀧井 佑介
	参与(人事担当)	八橋 徹	教育総務課係長	伊藤 昭夫
	参与(教育政策推進担当)	岡崎 州祐	教育総務課係長	大寺 修平
	学校支援部長	吉田 巖一郎		
	学校教育部長	杉田 二郎		
	生涯学習部長	上田 幹		
	教育総務課長	竹村 一貴		
	教育企画課長	原田 博司		
学校施設計画課長	谷木 陽介			
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

< 議 題 >

- (審) 議案第8号 西宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件 [教育総務課]
(審) 議案第9号 令和5年度使用西宮市立学校教科用図書採択に関する基本方針の決定の件 [学校教育課]
(審) 議案第10号 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 [学校教育課]
(審) 議案第11号 西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 [学校教育課]
(審) 議案第12号 西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 [学校教育課]
(審) 議案第13号 西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 [学校教育課]
(審) 議案第14号 瓦木中学校校舎改築他工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件 [学校施設計画課]
(審) 議案第15号 段上小学校大規模改修他工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件 [学校施設計画課]

< 一 般 報 告 >

- 一般報告① 生涯学習事業の取組みについて [生涯学習企画課]

以 上

傍 聴

1名

重松教育長	<p>ただいまより、令和4年度 第1回 教育委員会臨時会を開催します。議事録署名委員には、長岡委員を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>本日は傍聴者が1名おられます。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第10号から13号は委員名を公開することによって、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるなど、今後の選定に支障をきたす恐れがあるため、また、議案第14号、15号は市議会に付議する案件で、現時点では公表されていないため、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに議案第8号「西宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件」を議題とします。</p> <p>教育総務課長、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第8号「西宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件」について説明させていただきます。</p> <p>資料の最後に付けております21ページをご覧ください。</p> <p>こちらの資料は、今回の規程の改正をご承認いただきました後に、教育委員会内所属職員に周知するための通知文の案でございます。</p> <p>こちらを使って説明をさせていただきます。</p> <p>今回の主な改正内容は、職員が取り扱う文書の類型として、文書管理システムへの登録を不要とし、保存年限及び文書分類を設定せずに事務処理を行う「一時保有文書」を新たに設けることです。</p> <p>現行の文書取扱規程におきましては、原則として文書は文書管理システムへ登録することになっておりますが、全ての文書をシステムへ登録することは、現実的には不可能な状況です。現状、電子メールの中には、運用上システムへの登録を行わず、必要期間保有後、随時削除しているものも多くございます。</p> <p>そこで今回、一時保有文書という新たな文書類を設け、その定義や廃棄について</p>

	<p>で定めることといたしました。一時保有文書の定義は第3条に、廃棄につきましては第34条の2に規定しております。また、第3条中「教育総務課長が別に定めるもの」につきましては、裏面の資料22ページに規定しております。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>ここでは、(1)から(6)として、一時保有文書に該当する6類型を記載するとともに、一時保有文書の文書管理についても載せております。こちらにつきましても、併せて所属職員への通知を考えております。</p> <p>その他の改正内容といたしまして、現在稼働しているリスク管理システム及び市民の声システムに関する規定の追加や、文言の一部修正などを行っております。これらの改正内容は、資料の1ページから4ページの議案書の改め文、及び資料5ページから20ページの新旧対照表でご確認ください。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>私から一つ質問します。</p> <p>今回、このように規程が変わったのは、デジタル化の影響でしょうか。大きな変更だと思うのですが、改正の主な理由は何なのですか。</p>
教育総務課長	<p>現在、全ての文書を文書管理システムに保存することが原則になっていますが、先ほども申し上げましたように電子メールで来た文書、メールなどにつきましては、全てをシステムに登録しているわけではありませんので、そういった宙に浮いた状態になっている文書の取り扱いを、一時保有文書という類型を作りまして、長期保有しなくてもよく、システムへ登録も不要という形を定めたということでございます。</p> <p>特に今何かが起こったからというわけではなく、今説明しました理由により市長事務部局で改正がおこなわれましたので、教育委員会においても内容を合わせる形にしておくということです。</p>
重松教育長	<p>分かりました。</p> <p>何かありませんか。</p>

藤原教育委員	ということは、本庁の方でも同じような規程が作られているということですか。
教育総務課長	はい、おっしゃるとおり市長事務部局に元々同じような文書取扱規程がございまして、そちらの方が変更になりましたので、併せて教育委員会の方も変更させていただいたという形でございます。
山本教育委員	一時保有文書の件、今回初めて規定したということだと思いますが、ということは、これまでは該当するような文書の保存は、各自で個別に判断をして廃棄・保存していたということなのでしょうか。
重松教育長	教育総務課長。
教育総務課長	はい、おっしゃるとおりそれぞれ所属で判断して、保有するものにつきましてはシステムへ登録をする、それ以外のものについては、一定期間終了後廃棄しておりました。
重松教育長	ほかにはございませんか。
長岡教育委員	一定期間保管した後の廃棄方法については、ここには細かくは書いていないですが、市長事務部局の規程等で、重要なものについての廃棄方法はきちんと定められているということですか。
重松教育長	教育総務課長。
教育総務課長	今回、規定する一時保有文書については、基本的に庁内システム上のメールやそれに付随するものを想定しておりますので、各課においてメールの削除等、システムで設定しております削除の機能を使う形になります。それ以降の削除や完全消去については、市のデジタル推進課の所管になりますので、申し訳ありませんが、詳細は不明です。
重松教育長	側垣委員。
側垣教育委員	この一時保有文書の保有すべき期間について、例えばこういったものは6カ月間

重松教育長	とかそういったことは決めているのですか。
教育総務課長	教育総務課長。
重松教育長	保存期間などを規程上定められないものについて、一時保有文書としておりますので、こういうものは何カ月保有するという形ではなく、各所属で見る必要がなくなった、他課などへの送付も必要なくなった時点で削除をいたします。削除については、各所属がそれぞれ内容によって判断します。
重松教育長	よろしいですか。 では、なければ、採決に入ります。 議案第8号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
重松教育長	(異議なし)
重松教育長	異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 次に、一般報告①「生涯学習事業の取組みについて」を議題とします。 生涯学習企画課長、お願いします。
生涯学習企画課長	よろしく願いいたします。 まず、「1. 西宮市生涯学習審議会について」ご説明いたします。 (1) 第1期、令和3年度の取組みにつきましては、西宮市生涯学習推進計画を策定したことを受けて、市民が地域の課題を学びながらつながりをつくり、支え合う中で自分自身の市民性をはぐくむことができる学習を進める、ということを目的とした、SDGsをテーマとした学習プログラムを作成いたしました。このたび4月に報告書が完成しましたので、ご報告いたします。 報告書につきましては、3ページ「資料1」をご参照ください。 なお、昨年度既に1つのプログラムを試行的に実施いたしましたが、今後は7つのプログラム全てを実施していくことを目標としており、既に関係団体等との協議を始めております。 次に、(2) 令和4年から5年度の第2期審議会につきましては、「生涯学習・社会教育が社会に対して果たす役割を踏まえた、地域に根ざした公民館及び図書館のあり方について」市長より諮問を受けた上で審議を行う予定です。

現在、国の次期教育振興基本計画策定に向けて、中央教育審議会 生涯学習分科会においては、生涯学習及び社会教育が果たしうる役割として、「ウェルビーイングの実現」、「社会的包摂の実現を図る役割」、「地域コミュニティの基盤としての役割」などが議論されております。これらを踏まえつつ、市で策定した生涯学習推進計画で掲げた、生涯学習社会を基盤とする持続可能な地域づくりを進める中で、公民館及び図書館が、その役割を十分に果たしていくための運営方針及び将来的な見通しを持った体系的な取組みについての方向性を審議していただきます。

続きまして、「2. 生涯学習事業の取組みについて」ご説明いたします。

(1) 令和3年度の実施状況ですが、既に令和3年11月9日の教育委員会会議におきまして、上半期の実施状況をご報告しておりますので、下半期の実施状況につきましてご報告いたします。まず、別添「にしのみやシチズンカレッジ」を発行いたしました。

こちらの冊子になります。これは、令和4年度に予定している人材育成講座やボランティア養成講座をわかりやすくまとめて、活動にいざなうためのパンフレットとなっており、主な市の施設に配布いたしました。また、3月25日号の市政ニュースの1面には、このパンフレットも含め、生涯学習に関する記事を掲載いたしました。

次に、31ページ、「資料2」をご覧ください。

公民館地域づくりワークショップにつきましてのご報告です。公民館地域づくりワークショップは、幅広い世代の交流とつながりづくりや、地域活動のきっかけとなる取組みとして、令和3年度から実施している事業です。昨年度は大社・段上公民館の2館で、各4回のワークショップを開催いたしました。

次に、大学交流センター開設・大学交流協議会設立20周年記念式典につきまして、41ページ、「資料3」をご覧ください。

平成13年に開設された西宮市大学交流センターが設立20周年を迎え、記念事業として令和4年3月12日に記念式典・基調講演及びパネルディスカッションを開催いたしました。また、記念事業の一環として、令和3年11月26日に市長と市内大学に通う学生との座談会も開催いたしました。

(2) 令和4年度の取組みにつきましてご説明いたします。

特に資料はございません。今年度より生涯学習企画課において新たに生涯学習・地域づくりコーディネーターを選任しております。学びを通じた地域づくりに向けて、市民目線からの指導助言をいただき、様々な活動を繋いでいただくことを

	<p>目的としております。コーディネーターはNPO法人なごみの田村幸大さんです。今後は越木岩センターの整備に当たり、同地区の地域づくりに関わっていただくなど、田村コーディネーターの社会教育・地域福祉・地域づくり、さらには大学とのネットワークを生かして取組んでいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>公民館地域づくりワークショップの拡充実施につきましては、今年度は大社・段上の2つの公民館で引き続き実施することに加えて、新たに学文公民館にてワークショップを実施する予定としております。令和5年度以降も実施する公民館を増やし、最終的には5つの公民館をモデル館として、周辺の公民館にも広めていきたいと考えております。</p> <p>生涯学習パンフレット「にしのみやの学び」につきましては、生涯学習推進計画の概要と、計画に基づく取り組みや施設を紹介したパンフレットを令和3年10月に発行しましたが、第2版は大手前大学マンガ制作専攻の学生との共同制作により作成する予定です。市の生涯学習の概要とマンガによるストーリーを組み合わせ、今まで生涯学習になじみのなかった世代にも幅広く手に取っていただけるパンフレットを目指します。</p> <p>越木岩センター整備事業につきましては、8月に基本設計事業者が決定する予定ですが、単に地域づくりの拠点施設の整備というだけではなく、ほかの地域のモデルとなるような地域づくりや、地域プラットフォームの構築にも取組みたいと考えております。</p> <p>図書館の庁内レファレンスサービスにつきましては、図書館では、市民からの相談に対応するだけではなく、庁内における行政課題解決の支援も可能です。図書館司書への相談も可能ですので、この機能を広くご活用いただけるよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、大学交流センターにつきましては、大学と共にあるまちを象徴する施設として、充実を図ることを目指しておりますが、学生の認知度が低いことが課題です。今年度は田村コーディネーターの力を借りて、大学生目線の魅力ある広報媒体を目指して、学生自らが運用する継続可能な体制づくりに取組みます。</p> <p>説明は以上です。</p>
重松教育長	説明は終わりました。
	本件にご意見、ご質問はありませんか。
山本教育委員	コロナ禍の中で、こういう具体的な取組みをされていることに敬意を表したいと

	<p>思います。</p> <p>見せていただいて、幾つか感じたことがあります。まず、私は公民館のこの取組みが非常に面白いと感じています。</p> <p>この冊子の中に、すばらしい言葉がたくさん出ています。例えば議論から実践へ、自分事として、探求的になど、これらは社会参画をする場合、キーワードだと思っているのですが、そういうことをするときには、恐らく幾つかの段階があるのだらうと思います。社会参画という場合、強い社会参画からどちらかという、こちらから与えるという、比較的弱い社会参画があると思います。それは様々あって構わないと思いますが、この公民館の取組みは、そういう点で強い取組みで、面白いなと思っています。</p> <p>例えば最初のところのこのホワイトボード、これを見ていると非常に面白いです。使い方やルールをみんなで考えようという、まさに公民館の運営そのものを自分たちでしていきましょうという、これはまさに社会参画のすごく大切なところで、こういうことをどんどんしていったらいいなと思います。議論で終わらせるのではなくて、それを実行に移す、そういう発想は大切にしてほしいと思います。</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>では、私から。地域に根ざした公民館・図書館とありますが、市民館はどうなるのですか。これも加えたらいいのでは、と思うのですが、その辺りはどうでしょうか。</p>
生涯学習部長	<p>市民館は現在の諮問の中には入っていないということになっております。と言いますのは、市民館につきましては、公民館のように職員がいて、職員も関わって活動していくというような取組みがなく、お部屋を貸しているという状態だけです。市民館の市民館活動というものは、存在してないような状況です。</p> <p>ただ、学びの場所としては使われていますので、一緒に考えていく価値はあると思っています。</p> <p>その辺りが我々の視点としては抜け落ちていましたので、教育長のご指摘を受けて、どうするのか考えたいと思います。</p>
重松教育長	<p>香櫨園や夙川も確か、ああいった形をとっていたと思います。要するに職員がいなくても、市民館の活用のあり方を考えたり、ただ会場を貸すだけではなくて、様々な講座を行っているところもあるので、そういうところも考えていく必</p>

学校教育課長	<p>要があると思います。</p> <p>公民館は基本的には中学校区なので、小学校区の市民館も必要かと思います。</p> <p>また、検討をお願いします。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告①を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、次に議案第9号「令和5年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針の決定の件」を議題とします。</p> <p>学校教育課長、お願いします。</p> <p>議案第9号について説明をさせていただきます。</p> <p>資料の2ページ、基本方針をご覧ください。</p> <p>この基本方針につきましては、平成26年度に、根拠法令や採択権者、採択に関わる各組織の役割を明確にし、構成を一新しております。</p> <p>その後は、この構成を踏襲しつつ、教科書無償措置法の一部改正に伴い「義務教育諸学校教科用図書採択地区協議会」の名称を「義務教育諸学校教科用図書選定委員会」に変更するなど、適宜変更を加えてまいりました。</p> <p>今年度の基本方針も、昨年度までの構成にのっとりつつ、必要な点について変更をしております。</p> <p>1では、根拠法令や教育委員会が採択権者であることを述べております。</p> <p>2では、本年度の校種ごとの教科書の採択について述べております。</p> <p>今年度、小学校、義務教育学校前期課程の教科書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、前年度採択した教科書を採択いたします。</p> <p>中学校、義務教育学校後期課程の教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、前年度採択した教科書を採択いたします。</p> <p>小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級用の「一般図書」については、毎年の採択替えとなっておりますので、今年度も採択替えを行います。</p> <p>また、高等学校及び特別支援学校の教科用図書についても、毎年の採択替えとなっておりますので、今年度も採択替えを行います。</p> <p>3では、採択に関する組織について述べております。</p>
--------	--

	<p>3ページ、参考資料「教科書採択のしくみ」をご覧ください。</p> <p>「一般図書」を含めた小・中学校、義務教育学校の教科用図書について、教育委員会が採択を行うための資料として、調査研究結果をまとめ、報告するのが義務教育諸学校教科用図書選定委員会となります。</p> <p>また、調査研究を行って選定委員会に報告する調査委員会を設けます。今年度は一般図書の調査委員会を設けます。</p> <p>高等学校及び特別支援学校の教科書採択については、各校の教科用図書選定委員会が教育委員会に採択申請し、教育委員会が採択をいたします。</p> <p>再び2ページ、基本方針をご覧ください。</p> <p>4で、採択に当たって公正確保の旨を述べております。</p> <p>過去には、教科書会社が検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた事案等が発覚し、大きな問題となっております。</p> <p>この問題を受けて、一般社団法人教科書協会では、平成28年9月9日に「教科書発行者行動規範」を制定し、教科書に対する信頼を損ねる事態を生じさせないよう、各教科書発行者にて取り組んでいるとのことです。</p> <p>また、今春には文部科学省から「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」が出され、市立各校には4月8日付にて通知をいたしました。採択関係者のみならず全ての学校関係者に、教科書発行者との適切な関係及び公正確保について、改めて徹底を図っているところです。</p> <p>なお、3ページから17ページに参考資料を示しております。</p> <p>説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。今年是一般図書の採択になります。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第9号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p>

重松教育長	<p>(傍聴者退出)</p> <p>では、続いて議案第10号「義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第11号「西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第12号「西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第13号「西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」を一括して議題とします。</p> <p>学校教育課長、お願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第10号から第13号について説明をさせていただきます。</p> <p>この4つの議案はいずれも教科書採択に係る選定委員会の構成員についてです。この4つの組織はいずれも教育委員会の附属機関となっております。附属機関の委員は所属する執行機関の委嘱を必要といたしますので、本会議において、審議をお願いいたします。</p> <p>各選定委員会の委員の説明をいたします。</p> <p>まず、議案第10号の義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員です。上限は9名で、その構成は、学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員となっております。学識経験者は教育系の学部・学科を設置している市内の大学からの推薦者1名、保護者代表はPTA協議会からの推薦者2名が参加いたします。関係行政機関職員として小学校長1名、中学校長1名、小学校教員1名、中学校教員1名、事務局より学校教育課の課長と係長が参加をいたします。</p> <p>委嘱委員をご覧ください。</p> <p>まず、菅原伸康様、関西学院大学学長による推薦をいただいております。関西学院大学教育学部教育学科の教授で、研究分野は知的障害、重複障害、学習障害の方でございます。</p> <p>岩本佳菜子様、西宮市PTA協議会からの推薦でございます。PTA協議会の会長でおられます。</p> <p>松本祐子様、西宮市PTA協議会からの推薦で、PTA協議会の副会長でございます。</p> <p>栗屋邦子様、甲陽園小学校長、小学校長会長からの推薦でございます。</p> <p>木戸みどり様、苦楽園中学校長、中学校長会長からの推薦でございます。</p> <p>花城沙央里様、上ヶ原南小学校教諭、特別支援教育の経験が豊富な方でございます。</p>

す。

柁木桂子様、浜甲子園中学校教諭で特別支援教育の経験が豊富な方でございます。

そして、学校教育課から課長、係長が入ります。

続きまして、議案第11号、西宮高校の選定委員会の委員でございます。

上限15名と定められており、西宮高校の校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員を14名推薦していただいております。

学識経験者の大阪公立大学の添田教授は、西宮高校の学校評議員を務められたこともあり、西宮高校の生徒の様子もよくご理解をされております。

保護者代表の角田様はPTAの代表でおられます。

油井校長以下は西宮高校の教員です。小川教頭、竹原教頭、次の杉山教諭は教務部主任、北村教諭は国語科教科主任、齋藤教諭は地歴・公民科教科主任、大西教諭は数学科教科主任、藤井教諭は理科教科主任、浅野教諭は保健体育科教科主任、小川教諭は英語科教科主任、古川教諭は家庭科教科主任、河野教諭は情報科教科主任でございます。

続いて、議案第12号、西宮東高校の選定委員会委員でございます。

上限15名と定められており、西宮東高校の校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員を15名推薦していただいております。

学識経験者の武庫川女子大学の伊藤教授は、元西宮市教育長で教育について広い見識を持たれています。

今村様は保護者代表です。

中村校長以下は西宮東高校の教員です。齋藤教頭、牛谷教頭、次の弘中教諭は教務部主任、宮崎教諭は国語科教科主任、齋藤教諭は地歴・公民科教科主任、加野教諭は数学科教科主任、井上教諭は理科教科主任、東教諭は保健体育科教科主任、中下教諭は家庭科教科主任、鈴木教諭は芸術科主任、倉原教諭は英語科教科主任、島村教諭は教務部の教科書担当職員でございます。

続きまして、議案第13号、西宮支援学校の選定委員会委員でございます。

上限18名で、西宮支援学校校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員を18名推薦していただいております。

学識経験者の中村先生は、元武庫川女子大学講師や元西宮養護学校長のご経験などをお持ちで特別支援教育に造詣が深く、教育相談や講演などの活動をされております。

保護者代表の鶴田様はPTA会長です。

原田校長以下は西宮支援学校の教員です。渡邊教頭、宇野教頭、次の福森主幹教

重松教育長	<p>諭は生活科担当、本山主幹教諭は国語科担当、生子主幹教諭は美術科担当、向井教諭は国語科主任、小学部3年主任、細井教諭は社会科担当、中学部1年主任、山口教諭は技術・家庭科担当、高等部1年主任、幸谷教諭は算数科担当、北畠教諭は算数科担当、小学部6年主任、弓谷教諭は数学科担当、吉田教諭は社会科担当、弘中教諭は図画工作科及び美術科主任、木寺教諭は英語科主任及び保健体育科主任です。嘉本教諭は技術・家庭科担当、中学部3年主任でございます。</p> <p>説明は以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。議案第10号から議案第13号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第14号「瓦木中学校校舎改築他工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件」、議案第15号「段上小学校大規模改修他工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件」を一括して議題とします。</p> <p>学校施設計画課長、お願いします。</p>
学校施設計画課長	<p>はじめに、議案第14号の瓦木中学校校舎改築他工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件につきましてご説明いたします。</p> <p>本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市議会の議決を経る必要がある工事請負契約の締結に当たりまして、市長に対しての教育委員会の意見を、別紙のように決定するものでございます。</p> <p>別紙につきましては、次の2ページに記載しているとおりです。</p> <p>続きまして、3ページをご覧ください。</p> <p>3ページ以下は、市議会議案書の案となっております。</p> <p>契約金額は32億1,640万円です。契約の相手方は、新井組・安武建設特定建設工事共同企業体です。工期末は令和8年1月30日です。</p>

4ページをご覧ください。

入札結果表となっております。施工能力評価型総合評価落札方式により令和4年3月7日に開札、落札者なしのため、随意契約8号により交渉し、同日決定しました。

続きまして、5ページ、6ページは契約業者経歴表となっております。

続きまして、7ページは瓦木中学校の付近見取り図となっております。

8ページは配置図となっております。今回の工事では、北棟、南棟、給食棟は改修し、北棟と南棟の間にありました二つの校舎を、中央棟として一つの校舎に建て替えるものです。

なお、8ページまでは市議会の議案書となっており、9ページからは教育こども常任委員会における資料となっております。

9ページは表紙、10ページは付近見取り図となっております。

11ページをご覧ください。

工事概要と配置図となっております。工事内容としましては、校舎新築、既存校舎改修、既存校舎解体、外構整備等となっております。

敷地面積は2万2,066㎡です。建築面積、延べ床面積、建物概要は記載のとおりです。

続きまして、12ページをご覧ください。

1階平面図となっております。改築する中央の校舎に昇降口を設け、これまでは1足制でしたが、将来的には2足制になる予定です。また、職員室、校長室、事務室は現在、給食調理室の2階にありますが、新校舎の1階に配置します。エレベーターは新校舎の北西角に設置し、各校舎を渡り廊下で接続しますので全棟バリアフリーとなります。

続きまして、13ページをご覧ください。

2階平面図となっております。新校舎は中廊下式となっており、廊下を挟んで南側に普通教室、北側に特別教室を配置しております。現在、職員室、校長室、事務室であるスペースは会議室等に改修します。

14ページをご覧ください。

3階平面図となっております。2階と同じく新校舎は、南側に普通教室、北側に特別教室を配置しております。

15ページをご覧ください。

4階平面図となっております。2階、3階と同じく新校舎は、南側に普通教室、北側に特別教室を配置しております。図面上、普通教室は各階8室、合計24室

となっております。それ以上必要となった場合は、少人数教室を転用する予定です。なお、現在は各学年7クラスの合計21クラスで、推計上の最大クラス数は令和8年度の23クラスとなっております。

16ページをご覧ください。

工程計画図となっております。一番左側の図面が現況となっておりますが、今年度の4月より仮設校舎を設置し、既存校舎の解体工事に係る先行工事などを行っております。本契約に関しては令和4年7月より工事に着手し、まずは既存校舎の2棟の解体工事を令和5年4月まで実施後、新校舎の建築と既存棟改修工事を令和5年5月から令和7年5月まで行います。その時の工事エリアは図の左から2番目となっております。その後、新校舎と既存棟へ引っ越しをしまして、仮設校舎の解体や渡り廊下の建設工事などを令和8年1月まで行います。図面では左から3番目、4番目となっております。それ以降の工事は、運動場改修工事などとなっております、別契約となっております。

17ページは、外観パースとなっております。

議案第14号の説明は以上です。

続きまして、議案第15号の段上小学校大規模改修他工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件につきましてご説明します。

本議案は、先ほどと同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市議会の議決を経る必要がある工事請負契約の締結に当たりまして、市長に対しての教育委員会の意見を、別紙のように決定するものでございます。別紙につきましては、2ページに記載しているとおりです。

3ページをご覧ください。

契約金額は13億680万円です。契約の相手方は、松田・日光特定建設工事共同企業体です。工期末は令和6年1月31日です。

4ページをご覧ください。

入札結果表となっております。令和4年2月17日に開札、同日、施工計画評価型総合評価落札方式により決定しました。

5ページ、6ページは、契約業者経歴表となっております。

7ページは、段上小学校の付近見取り図となっております。

8ページは、配置図となっております。今回の工事では、令和4年度に仮設校舎（6教室分）を設置し、南西棟、体育館棟、外構を中心に、令和5年度は北棟、南東棟を中心に改修工事を実施します。工事期間中は、授業の実施に支障が生じないように学校の意見を踏まえながら慎重に進める予定です。

	<p>説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
山本教育委員	<p>質問ですが、瓦木中学校の改築工事は落札者がいなかったの、随意契約したということですか。</p>
学校施設計画課長	<p>はい。</p>
山本教育委員	<p>こういうことは結構あることなのですか。最初に二つの業者が入札しているわけですか。</p>
重松教育長	<p>学校施設計画課長。</p>
学校施設計画課長	<p>入札をしましたのは、4ページにありますとおり新井組・安武建設特定建設工事共同企業体と三日月建設・国松工務店特定建設工事共同企業体の2社が金額を入れているという形になっております。実際の入札者が少ないというご意見、ご感想かと思うのですが、このような大きな校舎を改築するに当たって、市内業者としてこのレベルの大きさの工事ができる業者はかなり限られております。市外の業者はなかなか参入しない傾向があります。今回は金額的に合わなかったということはあるのですが、恐らくは、最近、物価がかなり上昇していますので、その辺りが原因なのかなとは考えています。よくあるか、ないかと言いましたら、割と頻繁にこういったことはあります。 以上です。</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p>
藤原教育委員	<p>先ほどのところなのですが、4ページは、2回入札をしないと入札したことにならないということなんですね。</p>

重松教育長	学校施設計画課長。
学校施設計画課長	1回目につきましては、予定価格が税抜き29億2,400万円だったのですが、それを上回っていたために、2回目を行いました。2回目も上回っていたので、打ち切って交渉しまして、この金額で契約することになったということです。
重松教育長	よろしいですか。
藤原教育委員	はい。
重松教育長	議会で諮った際、落札額から増額する可能性について問われることはないのでしょうか。物価がどんどん上がっている状況の中で、果たしてこの基準価格が適正なのかということも問われる可能性があるかと思うのですが、その辺りはどうですか。
学校施設計画課長	施工期間は2年以上になりますので、その間に物価が上がる可能性は非常に高くあります。いくつかの制度があるのですが、建材のコストが1%以上増えた場合、その1%以下は業者が持つのですが、1%を超えた分については、市側が負担するというルールがあります。その場合は増額の契約変更をしなければいけないので、契約変更による増額の可能性は非常に高いと思っています。現在の単価では適正であると考えていますので、それで説明するしかないかなと思っています。
重松教育長	はい。そういうことですね。 ほかにはございませんか。よろしいですか。 では、異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 以上で予定されていた議題は全て終わりました。 では、これをもちまして、第1回教育委員会臨時会を閉会します。 ありがとうございました。 (終了)